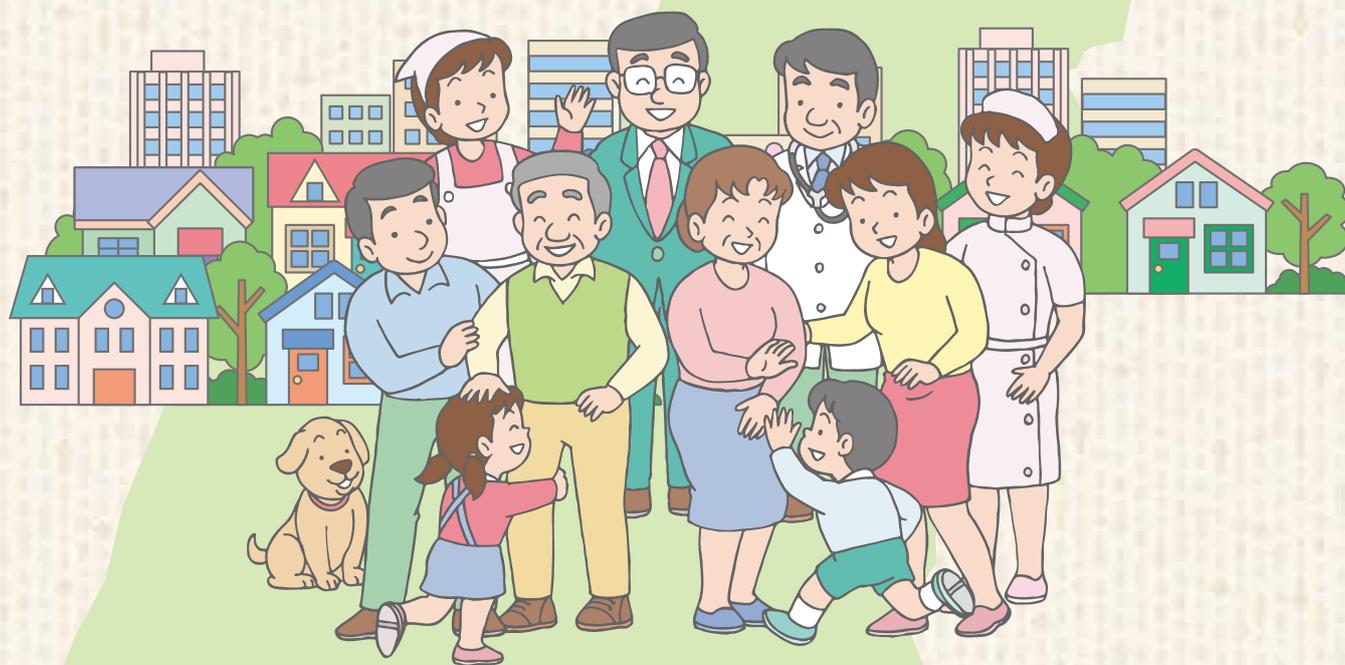


第4期 みよし市地域福祉活動計画



令和3年3月

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

ごあいさつ

少子高齢化の進展、人口減少に加え、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化しており、福祉課題への対応は、これまでの福祉制度では対応が難しくなってきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活に大きな変化が生まれ、さらに社会のあり方も問い直されています。人と人の間に十分な距離を保ち、できるだけ接触を避けることが感染予防のために必須とされる状況であっても、地域福祉を推進するためには、地域住民や福祉の専門職、そして関係団体などの皆さんが地域の課題を自分たちのこととして捉え、地域が主体となってとらえつながり、支え合うことがより重要になってきます。

こうした中で、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会は「第3期みよし市地域福祉活動計画」に基づき、様々な事業を展開してきました。地域住民からの心配ごと相談や各種委託事業を通じた相談件数は、年間5,100件を超え、その相談内容を集約・分析し、地域の困りごとの動向を検証しました。また、令和2年7月には、みよし市の委託事業として「成年後見支援センター」を開設し、地域福祉推進に向けた仕組みづくりの取り組みを始めました。

この度、「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とする「第4期みよし市地域福祉計画」と整合性を保つ「第4期みよし市地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、令和3年度からの6年間に地域住民が地域福祉に取り組む際の活動を示したものであり、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会の活動の指針にもなるものです。

この計画の目標達成に向けては、地域住民が地域課題に気づき、共感し、地域課題の解決に気軽にチャレンジし、行動できるように進めてまいります。

終わりに、計画策定にご協力いただきました委員の皆さん及び関係者の皆さんに厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会
会長 鈴木 淳

目次

第1章	計画の策定方針	
1	計画策定の背景.....	1
2	計画策定の趣旨.....	1
3	地域福祉の実現に向けて.....	1
4	計画の位置づけ.....	2
5	コロナ禍における地域福祉の取り組み.....	3
6	計画の期間.....	3
7	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画策定の推進	3
第2章	第3期活動計画の目標指標の評価	
1	目標指標の評価.....	4
2	評価のまとめ.....	9
	（1）原因	
	（2）本計画策定の方向性	
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念.....	10
2	基本目標.....	10
3	計画の体系.....	11
4	地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの視点.....	12
5	計画の実践の視点.....	13
第4章	計画の推進にあたり本会が重点的に取り組むこと	
1	地域福祉活動実践の取り組み.....	14
2	コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の育成と活用.....	15
第5章	基本施策の展開	
	基本目標1 地域住民等が共に助け合い支え合う環境（関係）づくり	16
	基本目標2 誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり.....	18
	基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり.....	20
	基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり.....	22
第6章	計画の推進体制	
1	計画の周知.....	24
2	計画の進行管理と評価.....	24

第1章 計画の策定方針

1 計画策定の背景

日本の社会保障は、人生において起こりうる典型的なリスク（病気やケガ、就業不能、要介護状態になること）や人生の節目に起こりやすい課題（出産、教育、労働、介護、死）を想定し、それらの解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を基本にアプローチし、公助による社会保障の発展を実現してきました。

これらによって、生活保障やセーフティーネットの機能は進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉など法に基づき、対象者別の制度が発展し、専門的支援が行われるようになりました。

その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化（地域からの孤立、生活困窮、8050問題、老老介護、ダブルケアなど）しており、現在の対象者別の制度のもとでは、支援の実践において制度の枠を超えた複合的な課題に対応することが困難となっているため、「制度を超えた福祉課題の対応体制の再構築」が求められています。

また、団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は、社会保障・働き方改革を進めています。

このような動きの中、改正社会福祉法が平成30年4月に施行され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備及び地域福祉計画の策定・改定等が、各自治体において進められています。

2 計画策定の趣旨

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、社会構造の変化や地域の現状を捉え、地域住民の支え合い活動を促進し、住民主体の地域福祉の推進を図るため、令和3年3月をもって計画期間を終える第3期みよし市地域福祉活動計画（以下「第3期活動計画」という。）に引き続き、第4期みよし市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

3 地域福祉の実現に向けて

福祉課題は、従来の福祉専門職と福祉課題を抱える人の間のみで解決するのではなく、すべての人が暮らす地域の中で必要な助け合い活動を住民主体で作り出していくことで解決に向かっていきます。

特に、制度の狭間にいる支援が必要な人は、地域における助け合い活動の有無によって生活のしやすさの幅が大きく変化します。また、高齢、障がい、その他様々な事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまで築きあげてきた血縁（家族、親族）、地縁（友人、知人、地域）、社縁・職縁（仕事の縁）など様々な縁との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味な

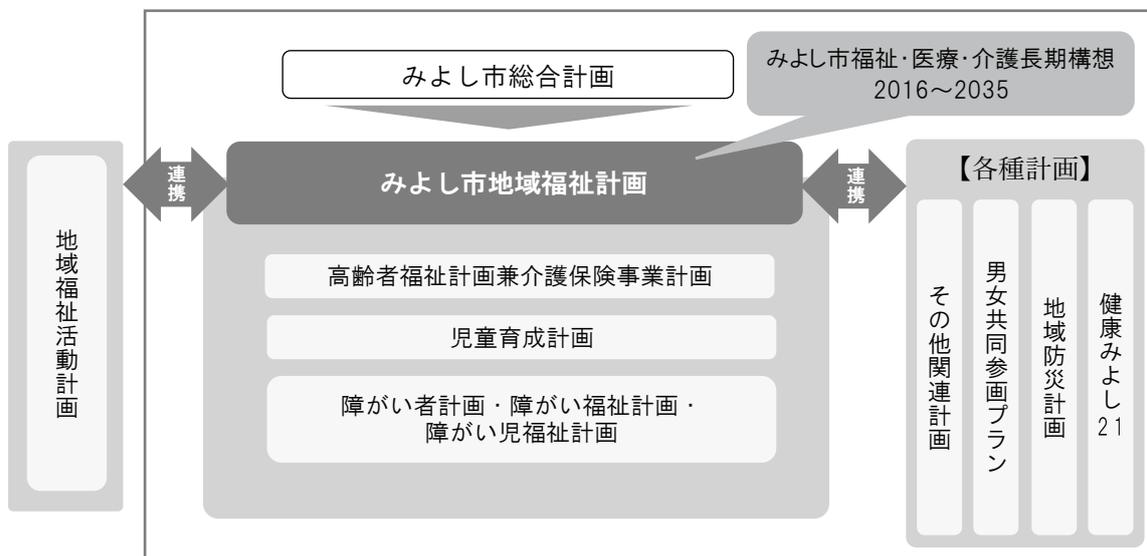
どの社会的な活動で役割を果たしながら、誰もが自分らしく、地域の一員として普段の生活を送り続けられることが大切です。

地域福祉を進めるためには、自宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすることや道路、公園、商店街などを誰もが利用しやすいものとする 것도大切です。

地域福祉を実現するには、福祉専門職だけでなく、地域づくりに取り組む地域住民や保健・医療の専門職、小売業・飲食業・住まい・環境・交通など日常生活に携わる多くの人の協力が必要です。

4 計画の位置づけ

みよし市の計画との関係



地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき、行政が策定する計画です。地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題に対して、「地域でそれぞれの立場で何をしていくか」を取りまとめていくことを目的としています。

地域福祉活動計画は、地域において福祉課題の解決を目指して、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する事業者及び社会福祉に関する活動を行う地域住民が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。

「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とする第4期みよし市地域福祉計画と整合性を保ちながら、地域住民が地域福祉に取り組む際の活動指針となる本計画を策定します。

5 コロナ禍における地域福祉の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活には大きな変化が生まれ、さらに社会のあり方も問い直されています。人と人との間に十分な距離を保ち、できるだけ接触を避けることが感染予防のために必須とされる厳しい状況においても「つながる」ことをあきらめず、大変な時だからこそ強い絆をつくろうとする動きが全国各地で生まれています。全国社会福祉協議会等が主唱する「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を参考にしながら、日頃の地域福祉活動について、地域住民はもちろん、日常生活に携わる多くの人を巻き込み、話し合いながら次の取り組みを進めます。



- ① 今までの経験や活動を丁寧に振り返り、知恵を出し合います。
- ② 困っていることを地域住民に理解できるように伝える努力、他者の気持ちに共感できる心を育みます。
- ③ 困難な時こそ、創意工夫し、多様な人が参加し、つながる中から生まれる活動に取り組みます。

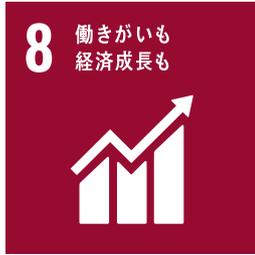
6 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする6年間の計画とします。なお、福祉を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

7 SDG s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画策定の推進

SDG s（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。

SDG sでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、みよし市では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDG sを意識して取り組むこととしています。また、SDG sの「誰一人取り残さない」という考えは、「地域住民がお互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とする本計画の目指す姿にも当てはまるものです。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

第2章 第3期活動計画の目標指標の評価

1 目標指標の評価

第3期活動計画では、計画推進の達成の目安とするため基本方針ごとに数値目標を設定し、施策を推進してきました。

また、第3期活動計画は、PDCAサイクルにより事業を展開し、各年度で第3期活動計画の進行状況を把握し、管理結果を本会監事に説明し、本会理事会に報告して進行管理をしています。

ここでは、基本方針ごと令和元年度事業の数値目標の達成状況を把握し、評価をしていきます。

基本方針1 住民みんなで共に助け合い、支え合う地域づくり

地域住民が福祉を身近に感じ、ボランティア活動や福祉を学ぶ機会を通して福祉に関する理解活動をすすめるとともに、助け合いの意識の土壌づくりを推し進めるができるようにするため、様々な取り組みを実践しました。

(本会の主な取組みの内容)

(令和元年度事業)

事業名等	内容
社会福祉大会 福祉フェスタ	社会福祉の進展に功績のあった人への顕彰（表彰7件、感謝13件）し、ボランティア活動の発表や福祉活動の啓発をした。
ボランティア養成講座	ボランティア活動を始めるきっかけとなる講座（年2回34名）を企画、実施し、ボランティア活動の理解を深め、ボランティアを養成した。
地域見守り活動事業 「みまもっ手」	地域の事業所（13協力店）と地域を見守る活動を行い、情報誌「みまもっ手通信」（年2回、行政区回覧）を発行し、助け合いの意識を高めた。
児童・生徒の福祉教育	児童・生徒を対象にした福祉実践教室（小中学校6校）を実施し、子ども達がボランティア活動への参加を通して思いやる心を育むことができた。
共同募金運動	作品コンクール、街頭募金等で地域住民の共同募金運動への理解を深め、共同募金を財源とする活動で共同募金運動のPRを行った。

みよし市が実施した「福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況を把握する地域住民アンケート調査（以下「地域住民アンケート調査」という）では、なんらかの公益活動に参加をしている人の割合が34.5%と目標値に達していませんでした。

目標指標	目標値	第3期みよし市地域福祉計画の現状値(令和元年度)
公益活動への参加をしている人の割合	50%	34.5%

基本方針2 地域でサービスを利用しやすい体制づくり

地域住民が困ったときに相談しやすい体制を整え、気軽に福祉サービスや地域福祉事業を利用できるようにするため、様々な取り組みを実践しました。

(本会の主な取組みの内容)

(令和元年度事業)

事業名等	内容
広報誌「社協だより」ホームページの公開	社会福祉協議会の事業啓発を中心に、年6回全戸配付し、より良い広報誌とするためフルカラー化の検討をした。また、ホームページで社会福祉協議会活動のPRを行った。
総合福祉相談	地域住民からの相談対応（心配ごと相談4件、ふれ愛電話520件）、高齢者世話付住宅生活援助（訪問958件、電話2,194件）、日常生活自立支援事業（490件）、生活困窮者自立支援事業（987件）を行い、相談内容（生活、生活福祉資金、介護、ボランティア等）を集約、分析し、地域の困りごとの動向を検証した。

みよし市が実施した地域住民アンケート調査では、福祉サービスが必要になった時の利用についての意識の割合が95.5%で目標値に達しました。

目標指標	目標値	第3期みよし市地域福祉計画の現状値(令和元年度)
福祉サービスが必要になった時の利用についての意識の割合	95%	95.5%

基本方針3 地域で安全に安心して暮らせる環境づくり

健康、生きがい、安全、安心について地域ぐるみで考え、互助の仕組みを構築することにより、日常生活における不安や悩みを和らげ、いきいきと生活できるようにするため、様々な取り組みを実践しました。

(本会の主な取組みの内容)

(令和元年度事業)

事業名等	内容
地域介護予防教室	平成17年度から地域介護予防教室（令和元年度は年776名参加）を継続して開催し、介護予防の意識が徐々に高まり、身近な地域での地域介護予防教室が実現されつつある。
ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する人が登録（88団体、3,265人登録）し、ボランティアを希望する人と結ぶコーディネート事業（年283件）を実施し、ボランティア活動が活発に行われた。
障がい者ふれあい交流事業 ふれあいバード	障がいのある人の作品（108点）を展示、また、日頃の活動発表や地域住民との交流を通じて、障がいのある人が地域において、生き生きと生活できるように努め、障がいについての理解が深まった。
車いす・福祉車両（車いす対応車両）・福祉備品の貸出	車いす、福祉車両の貸出を行い、高齢者や障がいのある人が安心して外出できるように努め、福祉備品を地域や関係団体等に貸出し、地域住民の地域福祉活動への参加意識を高め、ボランティア活動や地域福祉活動を支援した。
録音物・点字物貸出	視覚障がい者への点字図書、録音物CDの貸出を行い、障がいのある人が日常生活に必要な情報を取得し、安心して生活が送れるように努めた。

みよし市が実施した地域住民アンケート調査では、毎日の暮らしで不安に感じている人の割合が91.4%と目標値の85%より6.4ポイント高くなっています。

目標指標	目標値	第3期みよし市地域福祉計画の現状値(令和元年度)
毎日の暮らしで不安に感じている人の割合	85%	91.4%

基本方針4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

住み慣れた地域を「より安心して暮らすことができるまち」とするために、地域でできることは何があるか話し合い、地域における助け合いの仕組みづくりに取り組むため、様々な取り組みを実践しました。

(本会の主な取組みの内容)

(令和元年度事業)

事業名等	内容
生活福祉資金貸付	高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯に対し、相談援助、生活に一時的に必要な資金の貸付、償還指導（16名）を実施し、自立、安定し生活が取り戻せるよう支援した。
福祉団体活動支援	ボランティア連絡協議会、いきいきクラブみよし連合会、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の会、戦没者遺族会の福祉団体の活動を支援した。
ボランティア活動の普及・充実	ボランティアの交流（年1回）の実施、ボランティア通信（年4回、行政区回覧）を発行し、様々なボランティア活動を地域住民に周知してボランティア活動に関心を持ってもらえるように努めた。
介護サービス従事者の養成	地域福祉力の向上を目指し、介護職員初任者研修（年1回）を開催し、地域において高齢者や障がいのある人の暮らしを支えることができる人材を養成（14名）した。

みよし市が実施した地域住民アンケート調査では、「福祉の取組みに対する考え方」で「住民と行政が協働で取り組むべきもの」と回答した人の割合が59.5%と目標値に達していませんでした。

目標指標	目標値	第3期みよし市地域福祉計画の現状値(令和元年度)
「福祉の取組みに対する考え方」で「住民と行政が協働で取り組むべきもの」と回答した人の割合	60%	59.5%

2 評価のまとめ

基本方針の中で目標指標に対する目標値に到達していない項目があることがわかります。

(1) 原因

少子高齢化や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える世帯の問題が増えており、対象者別の制度では解決が難しい状況が考えられます。

(2) 本計画策定の方向性

本計画は、対象者別の制度のもと「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提に、個別支援を基盤とし、誰もが安心していきいきと暮らせるために策定することが望ましいと考えます。

また、個別の課題を抱えた人への支援は、地域住民とともに個別の課題への対応を行いつつ、その人が暮らす地域づくりを同時に進める地域支援につなげ、人と人、人と地域が支え合う取り組みが生まれやすい環境を整えることが大切と考えます。

このことから、本計画は地域にひそむ課題を解決していくために、地域にある個別の課題を地域住民が「我が事」と捉え、課題解決に向けて行動することができるよう、地域が主体となつてともにつながり、地域で気軽に集い、地域課題に気づき、共感し、地域課題へ気軽にチャレンジできるための計画にする必要があります。

地域課題の解決に向けて、地域に関わる様々な立場の人とつながることが大切です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域にある様々な問題や課題を、地域住民等が地域社会の一員として、それぞれの役割を理解し、ともに考え、行動し、支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組む考え方です。

第3期活動計画では、「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として、住民主体の地域福祉活動の取り組みを進めてきました。

一方、その間には個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化（地域からの孤立、生活困窮、8050問題、老老介護、ダブルケアなど）しており、現在の対象者別の制度のもとでは、支援の実践において制度の枠を超えた複合的な課題に対応することが困難となっているため、「制度を超えた福祉課題の対応体制の再構築」が求められるようになりました。

このことから本計画は、第3期活動計画の基本理念を継承しつつ、対象者別の制度のもと「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提に、個別支援を基盤にし、地域づくりを同時に進める地域支援に取り組むため、人と人、人と地域が支え合う取り組みが生まれやすい環境を整えるとともに、地域共生社会の実現を目指すため、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

地域住民が互いに思いやり、支え合い、
誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

2 基本目標

本計画は、第4期みよし市地域福祉計画と整合性を保ちながら取り組む計画であることから、第4期みよし市地域福祉計画の基本目標に基づき、基本目標を次のとおり定めます。

基本目標

- 基本目標1 地域住民等が共に助け合い支え合う環境（関係）づくり
- 基本目標2 誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり
- 基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり
- 基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

3 計画の体系

基本理念

地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

基本目標

基本目標 1

地域住民等が共に助け合い
支え合う環境(関係)づくり
～地域住民の福祉意識の高揚～

基本目標 2

誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり
～地域福祉ネットワークの強化～

基本目標 3

地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり
～多様な主体の参加の促進～

基本目標 4

地域福祉の推進に向けた仕組みづくり
～地域共生社会の基盤整備～

基本施策

基本施策

- (1) 地域福祉に対する意識の醸成
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 地域ぐるみの防災活動の推進

基本施策

- (1) 総合相談体制の強化
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) わかりやすい情報発信

基本施策

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉を担う人材の確保・育成

基本目標1～3の実施を支援



基本施策

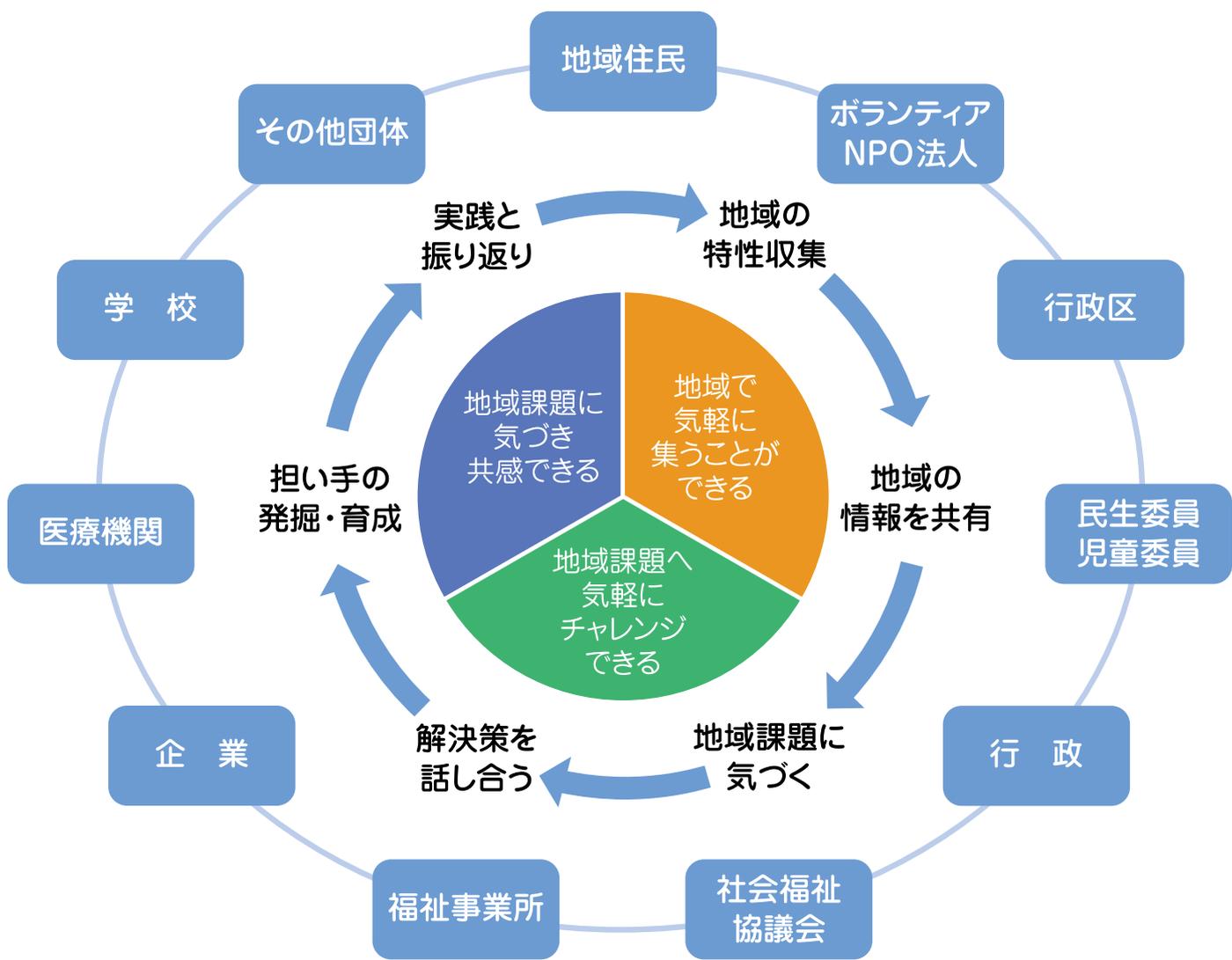
- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)の育成・活用

4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの視点

基本目標1から基本目標4を実施するためには、地域福祉を推進する基盤づくりが必要であり、地域に関わる様々な立場の人が、人と人、人と地域、世代や分野を超えてネットワークを持つことが必要です。

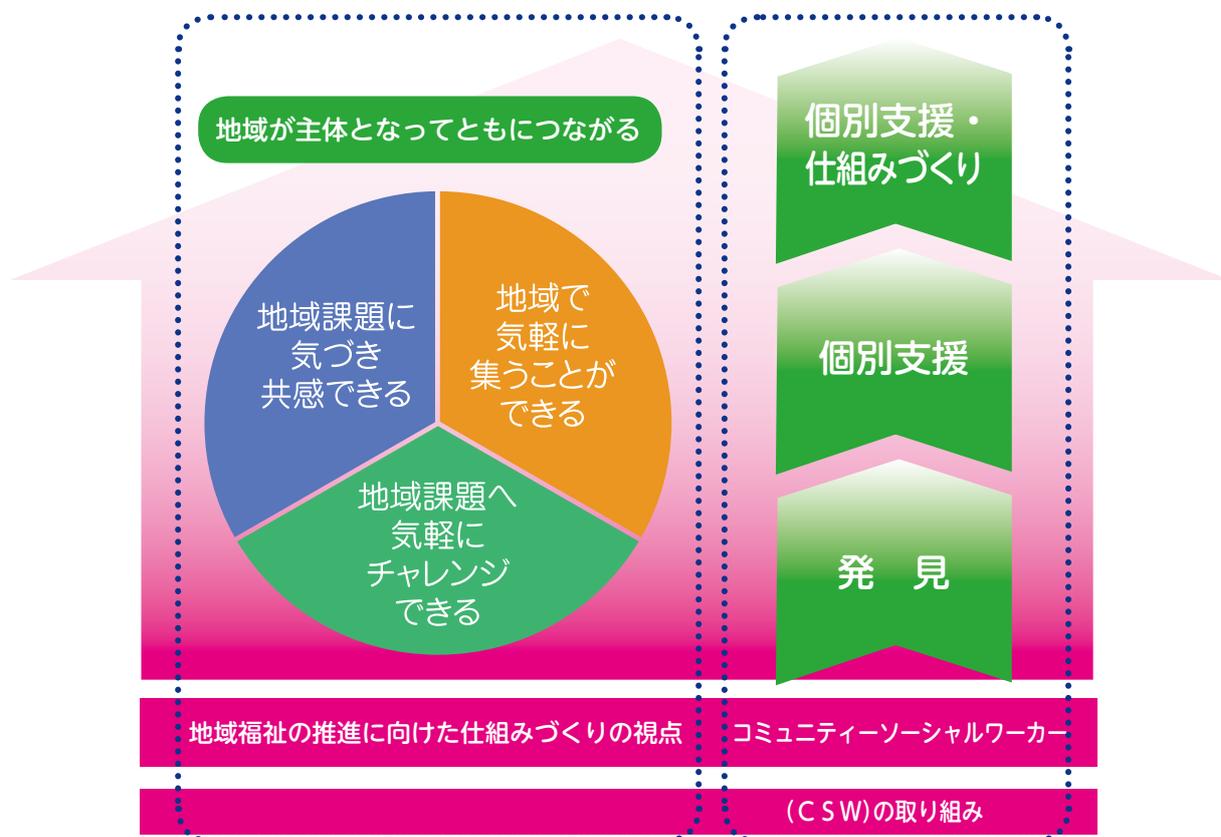
また、地域福祉の推進に向けた取り組みは、ある程度統一した手法で取り組むことで、地域住民、社会福祉協議会や行政などの取り組みが進むものと考えられます。

世代や分野を超えたネットワークと
地域福祉の推進に向けた取り組みのイメージ図



5 計画の実践の視点

【基本理念】 地域住民が互いに思いやり、支え合い、
誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり



【基本目標】

- 基本目標1 地域住民等が共に助け合い支え合う環境（関係）づくり
- 基本目標2 誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり
- 基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり
- 基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

第4章 計画の推進にあたり本会が重点的に取り組むこと

1 地域福祉活動実践の取り組み

人と人、人と地域が支え合う取り組みが生まれやすい環境を整えるとともに、地域共生社会の実現に向けて取り組むため、「地域が主体となってともにつながる」ことに重点を置き、地域住民が行動できるように次の取り組みを進めていきます。

- ① 社会福祉協議会が取り組むあらゆる相談機能を高め、個別相談から分かる地域の強みや課題をデータ化するなど「見える化」していきます。
- ② 地域の強みや課題を分析し、カテゴリー分けするなど「分かる化」していきます。
- ③ 分かる化した個別相談から見える地域の強みや課題を地域住民と共有し、地域住民と課題の解決に向けた仕組みづくりについて話し合いをしていきます。
- ④ 地域住民とともに考えた仕組みを地域住民とともに実行するなど「できる化」していきます。

地域の課題は、その地域にある個別の課題に気づき、共感し、「我が事」と捉え、話し合い、実行していくことで解決へと進んでいきます。

また、本会は、基本目標の実現のため、地域住民の身近な地域に個別支援と地域支援を両輪とした機能を展開し、地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出すためのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成と活用を進め、地域住民と共に考え、行動していくために本計画に取り組みます。



2 コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の育成と活用

地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出すためのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成と活用に取り組みます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない、“制度やサービスの狭間”にいる人に寄り添いながら、地域住民の力を借りて支援していく人のことです。個人の問題を地域共通の課題として捉え、地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職です。

本会に社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が実施したコミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成研修の修了者が4名います。今後、1年に1人を基準に育成していきます。

本計画の推進において、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を活用し、地域住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出すため、次の3つの役割を重点的に取り組みます。

発見

○声なき声を発見し援助する

- ・トラブルを抱えたときに問題を解決するため、周囲に「助けて」と声を上げられず、一人で抱え込む人たちや、支援者がいても支援に繋がらない人などを地域住民とともに発見し援助します。

個別支援

○制度やサービスの狭間に、インフォーマルな支援で取り組む

- ・ひきこもり、セルフネグレクト、ごみ屋敷、刑余者の支援の問題など適切なつなぎ先がない人や、複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な人を地域住民とともに支援します。

個別支援・仕組みづくり

○支え合う地域をみんなで作る

- ・一人ひとりの支援を通し、そこから見えてくる地域の課題について、地域住民と一緒に考え、支え合いの仕組みづくりや地域づくりに取り組むことにより、地域課題を自ら発見、検討、解決できる地域づくりに地域住民とともに取り組みます。

第5章 基本施策の展開

基本目標1

地域住民等が共に助け合い支え合う環境（関係）づくり
～地域住民の福祉意識の高揚～

地域が主体となる住民同士の助け合いや支え合いは、「お互いの理解と尊重」「助け合いの意識」「人と人とのつながり」「ボランティア活動」が大切な要素であり、この要素を育むことが地域福祉を推進するための土壌づくりになります。

地域福祉に対する意識啓発に努め、地域住民の福祉意識の向上を目指します。



1 基本施策

(1) 地域福祉に対する意識の醸成

内容
自分の暮らす地域に対する理解や関心を深め、地域の課題を「我が事」と捉え、それを共に解決していく担い手であることを意識してもらえるよう、地域福祉に関する学習の機会を提供するとともに、地域福祉に対する意識啓発に努めます。

(2) ボランティア活動の促進

内容
ボランティアやNPO、企業や社会福祉法人への情報提供や活動を促進・支援するとともに、地域住民が気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努めます。

(3) 地域ぐるみの防災活動の推進

内容
日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、災害時等に支援できる体制を築いていくとともに、地域住民の防災への意識啓発や災害時のボランティアセンターの設置運営に関する意識啓発に努めます。

2 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる 様々な立場の人	内容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動や助け合い活動、行政区のイベントや防災訓練などを知って、その活動に参加する。 • ご近所の人や身近な人とのあいさつ、声を掛け合う。 • ボランティア活動や助け合い活動の理解者を増やす。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを作る。 • 地域情報を調べたり、その情報を整理したりしてボランティア活動、助け合い活動を「見える化・分かる化」する。
地域住民が行政に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民等が共に助け合い、支え合う環境づくりのため、地域情報を地域住民、福祉活動を行う人や福祉事業者と共有することに期待する。

3 目指すみよし市の姿と目標数値

子どもから高齢者まで、障がいの有無や性別、国籍に関わらず地域が一体となって、助け合い、支え合っているよう、地域住民が地域福祉に関する意識を高め、それぞれが地域福祉の担い手であることを自覚するとともに、地域の課題解決に向けた活動ができるよう、地域住民の交流の機会や交流のための活動を促進します。

目標指標	第3期みよし市 地域福祉 計画の現状値 (令和元年度)	第4期みよし市 地域福祉 計画の目標数値
公益活動に参加している人の割合	35.5%	45%

資料：第4期みよし市地域福祉計画

基本目標 2

誰もが必要なサービスを利用できる体制づくり ～地域福祉ネットワークの強化～

福祉サービスの利用は、日常生活の一部であり、決して特別なことではありません。必要なときに必要な情報が得られないことや、不安なときに安心して相談できる窓口を知らないことは、不安感を抱いたときの初動に大きな影響を与えます。また、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、必要な時に必要な情報を得られるようにするためには、あらゆる暮らしの障壁となるものをできる限り取り除くことが求められます。



地域住民の多様化する生活状況に対応するため、相談支援体制の充実を図り、誰もが必要な支援を受けられる体制づくりに努めます。

1 基本施策

(1) 総合相談体制の強化

内容

複雑・多様化した課題を抱えた相談者の「どこに相談すればいいのかわからない。」といった悩みに応えるため、相談窓口を継続して設置・周知するとともに、地域の様々な分野・職種がつながり、それぞれの強みを活かした支援が行えるよう、「顔の見える関係づくり」や「地域課題の情報共有」を行う関係づくりに努めます。

(2) 生活困窮者への支援

内容

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、継続した就労が困難な人など、地域や関係機関と連携し、生活困窮者の自立・社会参加への支援に努めます。

(3) わかりやすい情報発信

内容

地域でのコミュニケーションを円滑にする取り組みや判断能力が十分ではない人の権利を保障する制度の理解、災害時でも確実に避難できるような環境づくりに努めます。

2 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる 様々な立場の人	内容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで悩まず、家族や友人などの身近な人に相談する。 ・相談窓口や専門機関をホームページやパンフレットなどで調べる。 ・ご近所で困っている人や世帯を知った時は、我が事として気にかけるようにするとともに、その人や世帯のプライバシー保護に十分注意し、関係機関に連絡する。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら「助けて」の声を上げられない人にアウトリーチ（※）による支援を行う。 ・多様な社会資源や福祉サービスをホームページやパンフレットにまとめて公開する。 ・既存の社会資源の把握と整理、新たな福祉サービスの創設を進め、地域福祉活動を「見える化・分かる化」する。
地域住民が行政に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが必要なサービスを利用できる体制づくりのため、関係機関と連携した気軽に立ち寄れる相談体制の整備に期待する。

3 目指すみよし市の姿と目標数値

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民が協働して、身近なところで気軽に相談できる環境を整備し、必要に応じて専門機関につなぐことができるネットワークづくりを促進します。

目標指標	第3期みよし市 地域福祉 計画の現状値 (令和元年度)	第4期みよし市 地域福祉 計画の目標数値
十分な福祉サービスを受けているとは思えない人の割合	47.8%	35%

資料：第4期みよし市地域福祉計画

※アウトリーチ

福祉サービスや援助が必要であるにもかかわらず自発的にサービスを求めようとしない人々を発見し、その人々に対面し、サービスの必要性を伝え、潜在的なニーズを表に出せるよう援助すること。

基本目標3

地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり ～多様な主体の参加促進～

地域福祉の推進には、その活動の担い手となる人材が不可欠です。そのため、地域住民だけでなく、福祉事業や福祉活動を行う人も地域について関心を持ち、地域の活動や課題に対して主体的に関わっていくことができるよう、地域福祉について学ぶ機会を設けるなど地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。



1 基本施策

(1) 福祉教育の推進

内容
多様性を認め合いながら、ともに生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域で誰もが様々な場面や機会を通じて、福祉について学ぶことができる地域づくりに努めます。

(2) 地域福祉を担う人材の確保・育成

内容
複雑・多様化した課題の解決に向けて、今まで以上に福祉的支援のニーズは高まり、また、福祉分野以外の課題の広がりによって、専門職以外の地域住民に福祉についての理解が深まります。地域住民が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを通して、人材の確保・育成に努めます。



2 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる 様々な立場の人	内容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なところで生活に困っている人や世帯がいることを意識して暮らす。 ・地域で行われている「集いの場」の情報を集めて、参加する。 ・地域福祉の受け手であることと同時に担い手であることを意識して暮らす。 ・地域福祉の担い手としての養成講座や研修などに参加する。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援から分かる課題を整理し、地域課題として「見える化・分かる化」して、地域住民に伝える。 ・福祉教育プログラム（案）を見直し、地域と連携した福祉実践教室を開催する。 ・人材確保・育成に関する研修を行う。
地域住民が行政に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくりのため、専門的な講師による講座の開催を通して、地域福祉の担い手となる人材の確保、育成に期待する。

3 目指すみよし市の姿と目標数値

高齢化や社会情勢の変化から支援が必要な人の増加が見込まれますが、専門人材の不足により、支援が行き届かない事態も懸念されます。地域課題が複雑・多様化している中でそれぞれが専門性を高める必要もあり、専門人材の確保・育成に努めるとともに、地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組めます。

目標指標	第3期みよし市 地域福祉 計画の現状値 (令和元年度)	第4期みよし市 地域福祉 計画の目標数値
「福祉の取り組みに対する考え方」で「地域住民と行政が協働で取り組むべきもの」と回答した人の割合	59.5%	65%

資料：第4期みよし市地域福祉計画

基本目標 4

地域福祉の推進に向けた仕組みづくり ～地域共生社会の基盤整備～

地域住民が暮らしていく上での課題は複雑・多様化し、単一の制度・分野のみでは解決が困難なケースが増加しています。また、地域のつながりが希薄化する中で、生活上の課題を誰にも相談できず、深刻化するケースも増えています。そのようなケースに対応するため、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める体制を作ります。

また、地域住民の身近な地域にコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置します。



1 基本施策

(1) 包括的な相談支援体制の充実

内容
地域住民からの相談件数は増加傾向にあり、その相談内容は複雑・多様化しており、対象者ごとの相談支援対応では、課題の早期解決が困難になってきているため、課題を包括的に受け止めることができる相談支援体制づくりに努めます。

(2) コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の育成・活用

内容
福祉総合相談センター（ふくしの窓口）を中心に、地域の関係団体や専門職種等と連携し、「発見」「個別支援」「地域支援・仕組みづくり」に取り組むコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の設置によって、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりに努めます。

2 地域福祉活動実践の取り組み

地域に関わる 様々な立場の人	内容
地域住民や福祉活動を行う人に期待される活動	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な場所で気軽に集える場所を作る。 • 公民館や集会所を積極的に利用する。 • 地域の身近な相談窓口や困りごとを地域住民で解決する方法などを周知する。
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉総合相談センター（ふくしの窓口）と連携し、対応が難しい地域課題を専門機関や相談窓口につなげる。 • 地域住民の身近な地域にコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域住民とともに地域課題に対応する新たな支援の仕組みをつくり出し、地域福祉活動を「できる化」する。
地域住民が行政に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉の推進に向けた仕組みづくりのため、公共施設や民間施設を活動場所として提供するとともに、活動場所マップを作成し、活動場所を地域住民へ周知することに期待する。 • 地域住民、福祉活動を行う人や福祉事業者と連携し、支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談や支援が行える体制整備に期待する。

3 目指すみよし市の姿と目標数値

地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指します。

目標指標	第3期みよし市 地域福祉 計画の現状値 (令和元年度)	第4期みよし市 地域福祉 計画の目標数値
毎日の暮らしで不安に感じている人の割合	91.4%	85%

資料：第4期みよし市地域福祉計画

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画は、社会福祉協議会の窓口、ホームページなどで公表し、地域住民に広く周知します。

2 計画の進行管理と評価

本計画は、PDCAサイクルにより事業を展開します。各年度の計画の進行状況を把握し、進行状況を本会監事に説明し、本会理事会で報告します。

評価は、地域住民に評価していただくことを前提に、第4期みよし市地域福祉計画の目標指標に基づき、本計画の評価を行います。



1 パブリックコメントの結果

本計画を策定するにあたり、パブリックコメント制度による意見の募集を行いました。

(1) 募集期間

令和3年1月26日（火）から令和3年2月26日（金）まで

(2) 公開方法

計画（素案）は、社会福祉協議会の窓口及び本会ホームページで閲覧

(3) 意見の受付方法

郵便、電子メール、ファクシミリ、直接持参

(4) お寄せいただいた意見

意見提出はありませんでした。

2 計画策定経過

会議等	実施日	内容
研修	令和2年 2月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定推進会議へ職員を派遣
職員プロジェクトを設置	令和2年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> 市のアンケート結果及びヒアリング調査の結果を踏まえ、職員内でプロジェクトチームを設置し、計画骨子、素案を検討、作成
第1回策定委員会	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員委嘱 社会福祉協議会会長より諮問 委員長及び副委員長の選任 地域福祉活動計画の概要とスケジュールの承認
第2回策定委員会	令和3年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動計画（事務局素案）の承認 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発出されたため、書面にて開催
パブリックコメントの募集	令和3年 1月26日 から 令和3年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動計画（素案）への意見の募集
第3回策定委員会	令和3年 3月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動計画（案）の承認 ※愛知県に新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止と終息に向けた嚴重警戒宣言が発出されたため、書面にて開催
答申	令和3年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会会長へ答申
社会福祉協議会理事会	令和3年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 理事会において計画の報告
最終決定	令和3年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会の答申を尊重し、社会福祉協議会会長が計画を最終決定
社会福祉協議会評議員会	令和3年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会において計画の報告

3 みよし市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

みよし市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、全国社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定指針に基づき、みよし市地域福祉計画との整合性を保ちながら、みよし市地域福祉活動計画の策定及び推進について調査、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に依りて設置する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の構成は、別表のとおりとし、会長が委嘱する。

4 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 委員の任期は、第3項に規定する委嘱を受けた日から当該年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に依りて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要に依りて、委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(答申)

第5条 委員長は、委員会において検討及び審議した結果を、会長に答申しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人みよし市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

みよし市地域福祉活動計画策定委員名簿

No	役職	氏 名	選出区分	備 考
1	委員		民生委員・児童委員代表	
2	委員		民生委員・児童委員代表	
3	委員		保護司会代表	
4	委員		区長会代表	
5	委員		民間社会福祉施設代表	高齢者施設（安立荘）
6	委員		〃	障がい者施設（しおみの丘）
7	委員		〃	児童施設（天王保育園）
8	委員		福祉協力校	愛知県立三好高等学校
9	委員		福祉団体代表	いきいきクラブみよし連合会
10	委員		〃	みよし市身体障害者福祉協議会
11	委員		〃	みよし市子ども会育成連絡協議会
12	委員		〃	みよし市手をつなぐ親の会
13	委員		〃	みよし市ボランティア連絡協議会
14	委員		地域経済団体	あいち豊田農業協同組合
15	委員		みよし市役所代表	福祉課長

みよし市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

定数 委員15名

任期 令和2年12月10日から令和3年3月31日

No	役職	氏名	選出区分	備考
1	委員長	久野文仁	民生委員・児童委員代表	
2	副委員長	近藤剛男	保護司会代表	
3	委員	梅川小夜子	民生委員・児童委員代表	
4	委員	柘植文典	区長会代表	
5	委員	制野司	民間社会福祉施設代表	高齢者施設（安立荘）
6	委員	松平幸彦	〃	障がい者施設（しおみの丘）
7	委員	澤田百合子	〃	児童施設（天王保育園）
8	委員	古井成之	福祉協力校	愛知県立三好高等学校
9	委員	鈴木隆	福祉団体代表	いきいきクラブみよし連合会
10	委員	前澤晏	〃	みよし市身体障害者福祉協議会
11	委員	正亀知子	〃	みよし市子ども会育成連絡協議会
12	委員	岸野佳江	〃	みよし市手をつなぐ親の会
13	委員	木戸雅俊	〃	みよし市ボランティア連絡協議会
14	委員	伊藤欽治	地域経済団体	あいち豊田農業協同組合
15	委員	深津栄子	みよし市役所代表	福祉課長

第4期みよし市地域福祉活動計画

(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

発行年月日 令和3年3月発行

発行 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

編集 地域福祉課

〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山39番地5

電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860